

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目7番16号
株式会社やまねメディカル
代表取締役社長 山 根 洋 一

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区八重洲二丁目7番16号
明治安田生命八重洲ビル 7階
株式会社やまねメディカル本社 会議室
(昨年と会場が異なりますので、末尾記載の「第16期定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただきたく、お願い申し上げます。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第16期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件 |
| 第3号議案 | 新株予約権募集事項の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ymmd.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や金融市場変動の不透明要因はあったものの、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の同時実現を目指した各種政策の推進を背景として、内需の底堅さに支えられた緩やかな回復基調を継続いたしました。

この間、介護業界においては、高齢社会の進行と要介護者の増加に伴う介護ニーズの増大を背景として、介護市場は持続的な成長の基調を維持しております。他方社会保障費の増大による財政圧迫を抑制するため、介護報酬の抑制方針が維持されてきました。このような状況下、介護事業者にとっての収益環境は厳しさを増しており、生産性向上とコスト管理の徹底によって財務の健全性保持と高品質のサービス提供を同時に実現する経営努力が強く求められております。

また、平成30年度の介護保険法一部改正及び介護報酬改定においては、わが国の社会福祉体制及び高齢者福祉制度の基本的設計図としての「地域包括ケアシステム」のさらなる推進と、「高齢者の自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」を主眼とした諸般の制度更改が打ち出されました。

このような環境のもと、当社のコア事業である「総合ケアセンター」は国家的重要施策である「地域包括ケアシステム」の推進拠点として、通所介護、宿泊サービス、サービス付き高齢者向け住宅に加え、生活支援や医療機関との連携を複合した切れ目のない総合的なケアサービスを通じて、自立支援、介護予防・高度化防止を具現する高齢社会のインフラ機能としての使命を果たすことに注力してまいりました。さらに、上記の制度更改を踏まえた新たなサービス・プランにより介護・生活支援機能を増進し、当社のセンターをご利用のお客様が、かがやきのある生活を送っていただくことを事業の基本コンセプトとして取り組んでまいる所存であります。

また、完全子会社である株式会社八重洲ライフは、主として高齢者向け

のフードサービス事業及び生活支援サービス事業を主軸として、介護・医療周辺サービスの領域における保険外新規事業を推進しております。

当社グループの営業拠点は、センター事業のサービス付き高齢者向け住宅「なごやかレジデンス」については、当連結会計年度中に3箇所を開設し、当連結会計年度末において68箇所を運営しております。また、直営通所介護事業の「かがやきデイサービス」については、当連結会計年度中に上記の新規開設サービス付き高齢者向け住宅に併設して3箇所、単独事業所1箇所の計4箇所を開設し、当連結会計年度末において68箇所を運営しております。さらに、当連結会計年度末において、居宅介護支援事業の「なごやかケアプラン」を4箇所運営しております。

また、フランチャイズ事業については、当連結会計年度末におけるフランチャイズによる通所介護事業所「ホームケアセンター」等は25箇所となっております。

当連結会計年度の収益面については、高齢者向け住宅の入居率向上及び通所介護事業所の利用者増加が着実に進んだ結果、センター事業においては増収増益が持続しました。一方で、人件費をはじめコスト管理が不十分であったことと、当年度は本社移転費用や消費税負担の増加等も重なった結果、当連結会計年度の損益は期初の計画を下回り、なお赤字が残存いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収入は6,245,207千円（前年度比7.6%増）、営業損失199,412千円（前年度は営業損失542,434千円）、経常損失272,927千円（前年度は経常損失611,886千円）、親会社株主に帰属する当期純損失292,752千円（前年度は親会社株主に帰属する当期純利益2,533,806千円）となりました。

なお、前年度は平成28年6月1日を効力発生日とした吸収分割により承継会社に承継した単独通所介護事業に係る損益を含んでおり、当該承継事業を除くセンター事業ベースでは大幅な増収増益となっております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 13 期     | 第 14 期     | 第 15 期    | 第 16 期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------|------------|------------|-----------|---------------------|
|                                   | 平成27年3月    | 平成28年3月    | 平成29年3月   | 平成30年3月             |
| 営 業 収 入(千円)                       | 6,477,638  | 7,783,938  | 5,801,764 | 6,245,207           |
| 経 常 利 益<br>(△経常損失)(千円)            | △1,290,059 | △743,898   | △611,886  | △272,927            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円)<br>(△純損失) | △1,014,731 | △1,329,040 | 2,533,806 | △292,752            |
| 1株当たり当期純利益<br>(△純損失)(円)           | △92.67     | △121.37    | 231.40    | △26.74              |
| 純 資 産(千円)                         | 262,010    | △1,064,647 | 1,469,961 | 1,178,040           |
| 総 資 産(千円)                         | 4,234,334  | 4,611,592  | 4,853,798 | 4,290,330           |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 13 期     | 第 14 期     | 第 15 期    | 第 16 期<br>(当事業年度) |
|-------------------------|------------|------------|-----------|-------------------|
|                         | 平成27年3月    | 平成28年3月    | 平成29年3月   | 平成30年3月           |
| 営 業 収 入(千円)             | 6,440,126  | 7,669,493  | 5,615,564 | 5,914,337         |
| 経 常 利 益<br>(△経常損失)(千円)  | △1,167,478 | △678,915   | △626,208  | △300,712          |
| 当 期 純 利 益<br>(△純損失)(千円) | △1,040,612 | △1,332,527 | 2,527,995 | △316,106          |
| 1株当たり当期純利益<br>(△純損失)(円) | △95.03     | △121.69    | 230.88    | △28.87            |
| 純 資 産(千円)               | 278,169    | △1,054,638 | 1,473,357 | 1,157,251         |
| 総 資 産(千円)               | 4,250,434  | 4,617,152  | 4,814,215 | 4,237,189         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 第13期決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第13期の「①企業集団の財産及び損益の状況」及び「②当社の財産及び損益の状況」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しています。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                        |
|------------|----------|----------|--------------------------------|
| 株式会社八重洲ライフ | 5,000千円  | 100.0%   | 食品の製造、給食及び配送サービス等事業、生活支援サービス事業 |
| 山清建設株式会社   | 40,000千円 | 100.0%   | 建築工事、コンサルティング等事業               |

### (4) 対処すべき課題

次期は過年度の先行投資の収益寄与に全力を傾注して、既設のセンターの満室化及び併設通所介護のご利用者増加等により、黒字の定着とその拡大を必達いたします。そのうえで積極的な新規センター、生活支援事業の推進、新規事業の開発・育成による業容の拡大を実現する所存であります。

以上の課題を踏まえて、当社が取り組むべき当面の優先的施策は概略以下のとおりであります。

#### I. 法令遵守と安全運営

法令遵守と安全運営は、事業活動を営んでいくうえでの基本的前提条件であります。それぞれについて、部門横断的な組織のもとに全社の英知を結集してまいります。

#### II. 内部統制の充実

当社経営の根幹として、全社的な内部統制の整備・強化に全力を注入して取組み、業務プロセスの適正性の確保のための厳正な点検と継続的改善を図ってまいります。

#### III. 強固な財務基盤の確立

センター拠点の積極的な新規開設に備えて、強固な財務体質を構築いたします。

#### IV. 顧客増加の具体的方策

##### ① サービス内容の向上

平成30年度制度改正の主旨に沿いつつ、介護サービスと生活支援サービスの多様なメニューを用意して、ご利用者及びご家族の個々のニーズに合わせた複合的なサービスのご提供により、お客様のご便宜を増進します。

##### ② センター事業のブランド・イメージの向上

通所・宿泊・住宅の3つのサービスを切れ目なくご提供し、当社の総合ケアセンターをご利用いただくことにより、要介護高齢者が「輝きのある生活」を同センターにおいて日常送っていただけるサービスモデルの優位性を積極的に訴求し、ブランド名にふさわしい高品質サービスに徹します。

##### ③ 営業力、渉外力の強化

上記の方策のもとに、1人でも多くの顧客を増やし、1回でも多く利用していただくための営業力の一層の強化を図ります。

##### ④ 「サービス品質ナンバーワン」の評価の確立

真にお客様と心の「つながる」サービスと「ダイコミュニティ」のご提供を通じて、ご利用者の孤独感・孤立感の払拭に寄与いたします。また、いざという時こそ真にお役に立つ対応により、当社の全施設がそれぞれの地域において、お客様からもケアマネージャーの皆様からも、最も信頼されるサービス品質ナンバーワンの評価の確立を目指します。

#### V. 生産性向上のための施策

##### ① サービスオペレーションの見直しによる効率化と標準化の推進

適正人員配置のもとでの最適標準オペレーションにより、サービス品質の向上と効率化を同時に実現します。

##### ② 管理部門の体制強化

小さくて効率的な本社管理部門の体制強化による販管費の圧縮とともに、拠点現場に対する効果的な業績管理・指導・支援体制を充実し、全社的な生産性向上を図ります。

##### ③ 良質な社員の確保と高齢者・女性の活用、教育育成の強化

「総合ケアセンター理念」を真摯に実践して、心の通う高品質サービスを提供できる良質な社員の確保に注力し、生産性の高い社員集団の構

築を図ります。

また、気力、体力に優れ成果をあげる能力を持つ高齢者を活用するとともに、強い向上心と意欲を持つ女性社員の活躍を期待し管理職への登用を進めます。

併せて、社員一人ひとりの適正な能力評価にもとづいたキャリアパスの設定と、サービスの標準化のための体系的な教育育成を通じて、生産性の高い高品質サービスを提供できる体制を強化いたします。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

| 事業区分            | 事業内容                      |
|-----------------|---------------------------|
| 直営通所介護事業        | 介護保険法に基づく通所介護事業           |
| サービス付き高齢者向け住宅事業 | 高齢者住まい法に基づく住宅事業           |
| フランチャイズ事業       | 通所介護事業及び高齢者住宅に係るフランチャイズ事業 |

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

①本社 東京都中央区

②デイサービスセンター

|           |        |           |
|-----------|--------|-----------|
| かがやき練馬大泉他 | 計4事業所  | 東京都（23区）  |
| かがやき小平上水他 | 計10事業所 | 東京都（23区外） |
| かがやき横浜長沼他 | 計11事業所 | 神奈川県      |
| かがやき柏松葉他  | 計5事業所  | 千葉県       |
| かがやき岩槻他   | 計12事業所 | 埼玉県       |
| かがやきあがたの森 | 計1事業所  | 長野県       |
| かがやき静岡西脇他 | 計6事業所  | 静岡県       |
| かがやき笠寺他   | 計3事業所  | 愛知県       |
| かがやき岐阜梅林他 | 計2事業所  | 岐阜県       |
| かがやき平野南他  | 計10事業所 | 大阪府       |
| かがやき明石朝霧他 | 計3事業所  | 兵庫県       |
| かがやき京都花園  | 計1事業所  | 京都府       |

③サービス付き高齢者住宅

|                |        |           |
|----------------|--------|-----------|
| なごやかレジデンス練馬大泉他 | 計4事業所  | 東京都(23区)  |
| なごやかレジデンス小平上水他 | 計10事業所 | 東京都(23区外) |
| なごやかレジデンス横浜長沼他 | 計11事業所 | 神奈川県      |
| なごやかレジデンス柏松葉他  | 計5事業所  | 千葉県       |
| なごやかレジデンス岩槻他   | 計12事業所 | 埼玉県       |
| なごやかレジデンスあがたの森 | 計1事業所  | 長野県       |
| なごやかレジデンス静岡西脇他 | 計6事業所  | 静岡県       |
| なごやかレジデンス笠寺他   | 計4事業所  | 愛知県       |
| なごやかレジデンス岐阜梅林他 | 計2事業所  | 岐阜県       |
| なごやかレジデンス平野南他  | 計9事業所  | 大阪府       |
| なごやかレジデンス明石朝霧他 | 計3事業所  | 兵庫県       |
| なごやかレジデンス京都花園  | 計1事業所  | 京都府       |

④子会社

|            |            |
|------------|------------|
| 株式会社八重洲ライフ | 本社（東京都中央区） |
| 山清建設株式会社   | 本社（東京都中央区） |



(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分                                    | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------------------------------|---------------|-------------|
| 通所介護、居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅等事業              | 346 (1,042) 名 | 5 (76) 名    |
| 食品の製造、給食及び配送サービス事業、居宅介護支援等事業            | 8 (0)         | 1 (-)       |
| レンタル・リース業、販売、介護福祉施設の設備に関するコンサルティング業務等事業 | 1 (0)         | - (-)       |
| 建築工事等事業                                 | 1 (0)         | - (-)       |
| 合計                                      | 356 (1,042)   | 6 (76)      |

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 356(1,042)名 | 6(76)名    | 47.4歳 | 3.0年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 10,950,132株（自己株式379,868株を除く。）  
(3) 株主数 780名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名          | 持株数        | 持株比率  |
|--------------|------------|-------|
| 山根洋一         | 9,785,700株 | 89.4% |
| 上原一由         | 166,600株   | 1.5%  |
| 奥村陽一郎        | 85,100株    | 0.8%  |
| 松井証券株式会社     | 73,300株    | 0.7%  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 50,000株    | 0.5%  |
| 中濱眞二         | 39,200株    | 0.4%  |
| 中濱順子         | 30,800株    | 0.3%  |
| 株式会社SBI証券    | 18,600株    | 0.2%  |
| 日本証券金融株式会社   | 18,300株    | 0.2%  |
| オリックス自動車株式会社 | 15,100株    | 0.1%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を379,868株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式（379,868株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名称                  | 第1回新株予約権                                                                                     | 第2回新株予約権                                                                                      |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日              | 平成23年4月15日                                                                                   | 平成24年7月16日                                                                                    |
| 新株予約権保有の当社役員        | —                                                                                            | —                                                                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式5,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                             | 当社普通株式7,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                              |
| 新株予約権の払込金額          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                           |
| 権利行使期間              | 平成26年6月1日から平成31年4月30日                                                                        | 平成27年9月3日から平成32年9月2日                                                                          |
| 行使の主な条件             | 1. 各新株予約権につき一部行使はできない。<br>2. 新株予約権者は、当社第8期定時株主総会終了後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。 | 1. 各新株予約権につき一部行使はできない。<br>2. 新株予約権者は、当社第10期定時株主総会終了後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役 の 状 況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|--------------|-----------|----------------|
| 代表取締役社長      | 山 根 洋 一   | —              |
| 取締役(監査等委員以外) | 矢 島 達 之 介 | 事業部長兼社長室長      |
| 取締役(監査等委員)   | 波 江 野 弘   | —              |
| 取締役(監査等委員)   | 石 村 善 哉   | 表参道総合法律事務所 弁護士 |
| 取締役(監査等委員)   | 安 武 洋 一 郎 | 北川総合法律事務所 弁護士  |

- (注) 1. 波江野弘氏は取締役(常勤監査等委員)であります。
2. 石村善哉氏及び安武洋一郎の両氏は社外取締役(監査等委員)であります。両氏とも当社と過去及び現在の勤務法律事務所との取引関係がほとんどないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。
3. 石村善哉氏は当事業年度の取締役会18回のうち17回に出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当事業年度の監査等委員会については9回全てに出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
4. 安武洋一郎氏は平成29年6月29日就任以降、当事業年度の取締役会18回のうち13回に出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当事業年度の監査等委員会については9回全てに出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
5. 当社は、取締役石村善哉氏及び安武洋一郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な役職の状況 |
|---------|------------|------|---------------------|
| 西 村 功   | 平成29年6月29日 | 任期満了 | 取締役副社長              |
| 太 田 建 夫 | 平成29年6月29日 | 任期満了 | 監査役(社外)             |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分          | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 | うち社外役員に対するもの |         |
|--------------|---------|-----------|--------------|---------|
| 取締役(監査等委員以外) | 3名      | 32,380千円  | 0名           | 0千円     |
| 監査役          | 3名      | 1,850千円   | 2名           | 600千円   |
| 取締役(監査等委員)   | 3名      | 5,775千円   | 2名           | 2,125千円 |
| 合 計          | 9名      | 40,005千円  | 4名           | 2,725千円 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員以外)の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の定時株主総会にて年額500万円以内(使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含んでおりません。)と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の定時株主総会にて年額200万円以内と決議いただいております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アリア

### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。上記報酬額は、会計監査業務の困難性と広範性に鑑み妥当なものであると監査等委員会で判断し、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 一. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、その方針のもとに体制強化を進めてまいりました。その概要は以下のとおりであります。

##### I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」に定められた決議事項及び報告事項の基準に則り、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定を行う。
- ② 取締役会が取締役の職務執行の適法性を監視するため、業務執行取締役は「取締役会規程」の報告事項基準に則り、業務執行状況を取締役会に報告する。
- ③ 取締役の業務執行状況は、「監査等委員会規程」に則り監査等委員の監査を受ける。
- ④ 取締役を含む役員がとるべき行動を明示した「コンプライアンスマニュアル」を遵守する。

##### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとして重要な意思決定に係る会議の議事録、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した稟議書及びその他の文書を、法令並びに社内の「文書管理保存規程」に則り管理・保存する。

##### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基本方針及び対応策を示した「リスク管理規程」を制定している。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及び内部統制委員会を組成し、リスク管理の全社的・体系的な基本施策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として機能している。リスクマネジメント委員会には、災害・情報セキュリティ対策部会、行政リスク対応部会及び安全運営推進部会を設置し、内部統制委員会には、コンプライアンス統括部会を設置している。
- ③ 本社の各部室長及び施設長は、それぞれの部門において全職員への「リスク管理規程」の徹底と情報の共有化を図るとともに、その実施状況を監督し、定期的な点検と見直しを実施する。

- ④ 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合、または発生  
の恐れが予測される場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組  
成して対応する。
- ⑤ 内部監査室は、「コンプライアンス」並びに「リスク管理」を重視し  
た内部監査を行う。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の透明性と効率性を高めるため、経営の意思決定と業務執行に関  
する責任と権限の明確化を図ることをコーポレートガバナンスの基本  
とする。
- ② 取締役会は基本的経営方針と経営に関する重要事項の意思決定を行  
うとともに、各業務領域における業務執行の最高機関としての業務執行  
取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会  
を招集し、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
- ④ 代表取締役社長以下の常勤取締役及び役付執行役員は、毎月及び臨時  
の経営会議において、経営基本方針の策定及びその執行方針の決定、重  
要戦略及び重要運営事項の承認並びに目標管理、重要人事の決定、取締  
役会付議事項の承認を行う。

#### V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会のもとにコンプライ  
アンス統括部会を設置し、役職員の行動指針を定めるとともに、定期的  
にコンプライアンス遵守の状況を管理、指導する。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員の全員に配付し、  
全組織を通じての法令及び社内規定・規則の遵守を徹底する。
- ③ 「コンプライアンスマニュアル」に示された行動基準の各項目につい  
て全役職員が6カ月ごとの一定期日にその遵守の状況をチェックリス  
トに記入してコンプライアンス責任者の点検を受けることを義務づけ、  
その徹底を期している。
- ④ 内部監査室は、前記の「リスク管理」と並んで「コンプライアンス」  
を重視した内部監査を行う。
- ⑤ コンプライアンス経営の強化のため、法令及び社内規定・規則違反の  
通報又は相談を受け付ける窓口を社内及び社外に設置するとともに、通  
報者を不利益な取扱から保護し、かつ迅速、的確な是正措置を講じるた  
めの「内部通報規程」を制定している。

⑥ 通所介護をはじめ居宅介護施設の開設・運営に係る介護保険法及び関連諸法令に定められた諸基準の完全な充足、並びに事業活動における諸法令遵守と適正な業務プロセスの維持を万全なものとするため、行政対応部署の拡充強化を図っている。

⑦ さらに、当社の経営戦略がその実務段階において的確かつ合理的なプロセスを通じて所期の効果的かつ効率的な成果をあげるための仕組みとして、次の運営を行っている。

i) 部門マネジメント会議：経営会議の経営方針及び経営戦略の決定を受けた部門ごとの具体的、個別的な戦略と施策の策定、目標と期限の設定及び目標管理

ii) 部会：部門マネジメント会議の決定を受けた各部室の業務計画の策定と進捗管理

VI. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における職務執行状況を定期的に報告する体制を構築している。

VII. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

① 監査等委員は、「監査等委員会規程」に則り、取締役会及び社内的重要会議に出席し、経営の意思決定、経営計画の決定に至る経過及び業務執行の状況を熟知できる体制にある。

② 監査等委員は、「監査等委員会規程」に則り、取締役及び使用人との意思疎通を図り、随時業務内容について報告を求め得る体制にある。

③ 内部通報制度により法令違反又は不正行為が確認され是正措置を講じた場合、同制度の責任者は当該是正措置について常勤監査等委員に報告するものとする。

VIII. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査の結果を活用することができる。

② 監査等委員は、内部監査室との連携を密にし、内部監査室の監査の結果を活用し、必要ある場合は特定の事項について調査を依頼することができる。



## (2) 内部統制の整備・強化を図るための組織体制

- ① 内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、会社の内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制の整備・運用状況の全般的な把握と評価を行うことを目的に「内部統制委員会」を設置しております。
- ② 全社的な内部統制の整備・運用状況について、内部監査室が監査を行い、その結果を社長に報告しております。

## (3) 企業の社会的責任の遂行のための体制

- ① 当社の社会的責任を遂行するうえでの基本方針の策定、重要な意思決定及びその進捗状況を管理し、全社的な意識の浸透を図ることを目的として「CSR委員会」を設置しております。
- ② 堅実にして真摯な事業活動を通じて、すべてのステークホルダーと永続的な相互発展を図りつつ、良き企業市民としての行動に徹することにより社会的責任を遂行し、もって社会機関としての正当性を確立することを明示した「やまねメディカルCSR憲章」を制定しております。

## 二. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させております。

常勤監査等委員は、監査等委員会監査の他、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部              |           |
|-------------------|-----------|----------------------|-----------|
| <b>【流動資産】</b>     | 1,284,096 | <b>【流動負債】</b>        | 635,254   |
| 現金及び預金            | 538,053   | 買掛金                  | 37,117    |
| 営業未収金             | 633,777   | リース債務                | 82,947    |
| その他               | 145,223   | 未払法人税等               | 19,500    |
| 貸倒引当金             | △32,957   | 未払金                  | 386,094   |
|                   |           | 賞与引当金                | 14,990    |
|                   |           | 預り金                  | 64,870    |
|                   |           | その他                  | 29,736    |
| <b>【固定資産】</b>     | 3,006,234 | <b>【固定負債】</b>        | 2,477,036 |
| <b>【有形固定資産】</b>   | 2,405,523 | リース債務                | 2,281,318 |
| 建物                | 30,956    | 退職給付に係る負債            | 3,632     |
| リース資産             | 2,292,604 | 資産除去債務               | 24,751    |
| その他               | 81,963    | 長期預り敷金               | 160,683   |
| <b>【無形固定資産】</b>   | 12,733    | 繰延税金負債               | 6,652     |
| <b>【投資その他の資産】</b> | 587,978   | <b>負債合計</b>          | 3,112,290 |
| 敷金及び保証金           | 582,014   | <b>純資産の部</b>         |           |
| その他               | 5,964     | <b>【株主資本】</b>        | 1,172,605 |
| <b>資産合計</b>       | 4,290,330 | 資本金                  | 100,000   |
|                   |           | 資本剰余金                | 458,750   |
|                   |           | 利益剰余金                | 737,523   |
|                   |           | 自己株式                 | △123,667  |
|                   |           | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | 4,202     |
|                   |           | 退職給付に係る調整累計額         | 4,202     |
|                   |           | <b>【新株予約権】</b>       | 1,232     |
|                   |           | <b>純資産合計</b>         | 1,178,040 |
|                   |           | <b>負債・純資産合計</b>      | 4,290,330 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 営業収入            |        | 6,245,207 |
| 営業原価            |        | 5,677,689 |
| 営業総利益           |        | 567,517   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 766,930   |
| 営業損失            |        | 199,412   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取手数料           | 1,630  |           |
| 受取保険金           | 82     |           |
| 雑収入             | 7,331  | 9,042     |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 78,737 |           |
| 雑損失             | 3,820  | 82,557    |
| 経常損失            |        | 272,927   |
| 特別利益            |        |           |
| 訴訟損失引当金戻入額      | 4,929  | 4,929     |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産除却損         | 5,096  |           |
| リース解約損失         | 3,282  |           |
| 損害賠償金           | 450    |           |
| その他の特別損失        | 300    | 9,128     |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 277,126   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 17,171 |           |
| 法人税等調整額         | △1,545 | 15,626    |
| 当期純損失           |        | 292,752   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 292,752   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|--------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高              | 100,000 | 458,750 | 1,030,275 | △123,667 | 1,465,358 |
| 当連結会計年度変動額               |         |         |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |         |         | △292,752  |          | △292,752  |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |         |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計             | －       | －       | △292,752  | －        | △292,752  |
| 当連結会計年度末残高               | 100,000 | 458,750 | 737,523   | △123,667 | 1,172,605 |

|                          | その他の包括利益累計額  |             | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|-------------|-------|-----------|
|                          | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額 |       |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 3,371        | 3,371       | 1,232 | 1,469,961 |
| 当連結会計年度変動額               |              |             |       |           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |              |             |       | △292,752  |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 831          | 831         | －     | 831       |
| 当連結会計年度変動額合計             | 831          | 831         | －     | △291,921  |
| 当連結会計年度末残高               | 4,202        | 4,202       | 1,232 | 1,178,040 |

(注) 記載額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社八重洲ライフ  
山清建設株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況  
該当事項はありません。

### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更 連結子会社である株式会社八重洲クックライフは、平成29年7月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため連結の範囲から除外しております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

### (5) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|               |        |
|---------------|--------|
| 建物(建物附属設備を含む) | 6年～39年 |
| 工具、器具及び備品     | 2年～13年 |

##### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ、リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額を計上しております。
- 過去勤務費用については、該当事項はありません。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のために重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記していた「営業外収益」の「受取利息及び配当金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 建物（建物附属設備を含む） | 3,743千円          |
| リース資産         | 281,083千円        |
| その他           | 109,786千円        |
| 合計            | <u>394,612千円</u> |

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,330,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 12,500株

## 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(a) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき事業運営に必要な資金を予測し、所要資金を金融機関からの借入や社債の発行等により調達することとしております。

余資の運用は元本毀損リスクのない安全な金融資産等によって運用することとしております。なお、デリバティブは利用していません。

(b) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関への債権であるため、回収不能リスクは微小であります。その一部に各利用者に対する請求債権があり、これには各利用者の信用リスクが存在しておりますが、一件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に施設の建物等の賃貸借契約に伴うものですが、これには貸主の信用リスクが存在しております。営業債務である買掛金及び未払金は、その大半が1年以内の支払期日となっており、決済時における流動性リスクが存在しません。

(c) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び営業未収入金のうち各利用者に対する債権につきましては、その回収状況を把握し、滞留発生を確認すると同時に、遅滞なく督促活動を行っております。またそれらの一連の状況については関連部署が連携し、モニタリングする体制を整備しております。

敷金及び保証金については、貸主の信用情報等を定期的に収集し信用状況の変化を監視し、異常が発見された場合には適切な対応をとる体制を整備しております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

資金調達に際して市場情報の収集に努め、金利の変動があった場合においても影響が最小となるよう、固定金利と変動金利との適切なバランスによる調達計画を立案し、実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円)  |
|-------------|--------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金  | 538,053            | 538,053   | —        |
| (2) 営業未収入金  | 633,777            | 633,777   | —        |
| 貸倒引当金       | △32,957            | △32,957   | —        |
|             | 600,820            | 600,820   | —        |
| (3) 敷金及び保証金 | 582,014            | 334,265   | △247,749 |
| 資産計         | 1,720,887          | 1,473,138 | △247,749 |
| (1) 買掛金     | 37,117             | 37,117    | —        |
| (2) 未払金     | 386,094            | 386,094   | —        |
| (3) 未払法人税等  | 19,500             | 19,500    | —        |
| (4) 預り金     | 64,870             | 64,870    | —        |
| (5) 短期リース債務 | 82,947             | 82,947    | —        |
| (6) 長期リース債務 | 2,281,318          | 2,392,244 | 110,926  |
| 負債計         | 2,871,846          | 2,982,772 | 110,926  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。尚、敷金以外(連結貸借対照表計上額535千円)につきましては、重要性に乏しいため、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金、(5) 短期リース債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期リース債務

リース債務(固定負債)の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが困難と認められる金融商品は次のとおりであり、時価開示の対象としておりません。

- ・長期預り敷金(連結貸借対照表価額160,683千円)については、市場価格がなく、また預託期間を算定することは困難であることからキャッシュ・フローを合理的に算定できず時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

**5. 1株当たり情報に関する注記**

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 107円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 26円74銭  |

**6. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部           |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| <b>【流動資産】</b>     | 1,214,404 | <b>【流動負債】</b>     | 598,701   |
| 現金及び預金            | 505,729   | 未払金               | 395,510   |
| 営業未収入金            | 589,544   | リース債務             | 82,947    |
| 前払費用              | 139,576   | 未払法人税等            | 14,673    |
| その他               | 10,014    | 未払消費税等            | 13,559    |
| 貸倒引当金             | △30,457   | 預り金               | 64,705    |
|                   |           | 賞与引当金             | 14,990    |
|                   |           | その他               | 12,316    |
| <b>【固定資産】</b>     | 3,022,785 | <b>【固定負債】</b>     | 2,481,238 |
| <b>【有形固定資産】</b>   | 2,405,468 | リース債務             | 2,281,318 |
| 建物                | 30,832    | 退職給付引当金           | 7,834     |
| リース資産             | 2,292,604 | 資産除去債務            | 24,751    |
| その他               | 82,032    | 長期預り敷金            | 160,683   |
|                   |           | 繰延税金負債            | 6,652     |
| <b>【無形固定資産】</b>   | 12,601    | <b>負債合計</b>       | 3,079,939 |
| ソフトウェア            | 11,195    | <b>純資産の部</b>      |           |
| その他               | 1,407     | <b>【株主資本】</b>     | 1,156,019 |
| <b>【投資その他の資産】</b> | 604,716   | <b>【資本金】</b>      | 100,000   |
| 関係会社株式            | 18,875    | <b>【資本剰余金】</b>    | 458,750   |
| 長期前払費用            | 3,658     | 資本準備金             | 254,375   |
| 敷金及び保証金           | 581,925   | その他資本剰余金          | 204,375   |
| その他               | 258       | <b>【利益剰余金】</b>    | 720,936   |
|                   |           | <b>【その他利益剰余金】</b> | 720,936   |
|                   |           | 繰越利益剰余金           | 720,936   |
|                   |           | <b>【自己株式】</b>     | △123,667  |
|                   |           | <b>【新株予約権】</b>    | 1,232     |
| <b>資産合計</b>       | 4,237,189 | <b>純資産合計</b>      | 1,157,251 |
|                   |           | <b>負債・純資産合計</b>   | 4,237,189 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 入               |         | 5,914,337 |
| 営 業 原 価               |         | 5,435,676 |
| 営 業 総 利 益             |         | 478,661   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 721,767   |
| 営 業 損 失               |         | 243,106   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 手 数 料             | 1,630   |           |
| 受 取 保 険 金             | 82      |           |
| 雑 収 入                 | 6,902   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 16,402  | 25,015    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 78,737  |           |
| 雑 損 失                 | 3,884   | 82,621    |
| 経 常 損 失               |         | 300,712   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額   | 4,929   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 110,000 | 114,929   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 5,096   |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損     | 113,723 |           |
| そ の 他 の 特 別 損 失       | 750     | 119,569   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 305,352   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 12,299  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △1,545  | 10,754    |
| 当 期 純 損 失             |         | 316,106   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |               |
|---------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |               |
|               |         | 資 準 備 金   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高     | 100,000 | 254,375   | 204,375         | 458,750       | 1,037,042       | 1,037,042     |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                 |               |                 |               |
| 当 期 純 損 失     |         |           |                 |               | △316,106        | △316,106      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -       | -         | -               | -             | △316,106        | △316,106      |
| 当 期 末 残 高     | 100,000 | 254,375   | 204,375         | 458,750       | 720,936         | 720,936       |

|               | 株 主 資 本  |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------|----------|-------------|-----------|-----------|
|               | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高     | △123,667 | 1,472,125   | 1,232     | 1,473,357 |
| 当 期 変 動 額     |          |             |           |           |
| 当 期 純 損 失     |          | △316,106    |           | △316,106  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -        | △316,106    | -         | △316,106  |
| 当 期 末 残 高     | △123,667 | 1,156,019   | 1,232     | 1,157,251 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 6～39年

工具、器具及び備品 2～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社使用）については社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④ 長期前払費用

均等償却をしております。

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、該当事項はありません。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「受取利息及び配当金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 建物（建物附属設備を含む） | 3,743千円          |
| 車両運搬具         | 24,022千円         |
| 工具、器具及び備品     | 85,695千円         |
| リース資産         | <u>281,083千円</u> |
| 合計            | 394,542千円        |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | 180,333千円 |
|------------|-----------|

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 11,330,000     | —             | —             | 11,330,000    |

(2) 自己株式の株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 379,868        | —             | —             | 379,868       |

(3) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 12,500株 |
|------|---------|

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は貸倒引当金、関係会社株式評価損等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対応する除去費用等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 会社等の名称            | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係           | 取引内容             | 取引金額（千円） | 科目          | 期末残高（千円）        |
|-------------------|-------------------|---------------------|------------------|----------|-------------|-----------------|
| 株式会社八重洲ライフ        | 所有直接100%          | 役員の兼任。給食等の仕入。       | 給食、弁当、備品等の仕入（注）1 | 87,393   | 未払金<br>未収入金 | 10,697<br>3,846 |
| 山清建設株式会社          | 所有直接100%          | 役員 の 兼 任。 役 務 の 受 入 | 内装工事等の発注（注）2     | 1,850    | 未払金<br>未収入金 | 472<br>749      |
| 株式会社八重洲クックライフ（注）3 | 所有直接100%          | 備品等の仕入              | 給食、弁当、備品等の仕入（注）1 | 91,090   | —           | —               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 株式会社八重洲クックライフは、平成29年7月1日を以て株式会社やまねメディカルに吸収合併されました。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 105円57銭

(2) 1株当たり当期純損失 28円87銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社やまねメディカル

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまねメディカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社やまねメディカル  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

|        |       |      |   |
|--------|-------|------|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 茂木秀俊 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 山中康之 | Ⓜ |
| 業務執行社員 |       |      |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

株式会社やまねメディカル 監査等委員会

常勤監査等委員 波江野 弘 印

監査等委員 石村 善哉 印

監査等委員 安武 洋一郎 印

- (注) 1. 監査等委員 石村善哉及び安武洋一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は平成29年6月29日開催の第15期定時株主総会の決議により、平成29年6月29日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成29年4月1日から同年6月29日までの状況につきましては、旧監査役会から引継いだ内容に基づいております。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成30年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険事業と障害福祉サービス事業とを同一事業所において運営する共生型サービス事業が位置づけられたことに伴い、当社が障害福祉サービス事業を実施するため、事業目的に所要の変更を加えるとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条<br>1.～30. (号文省略)<br><br>(新 設)<br><br>(新 設)<br><br>(新 設)<br><br>(新 設)<br><br>(新 設) | 第2条<br>1.～30. (現行どおり)<br><br><u>3 1. 障害者支援施設の運営</u><br><br><u>3 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u><br><br><u>3 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u><br><br><u>3 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u><br><br><u>3 5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p><u>3 1. ～ 4 2.</u> (号文省略)</p> <p><u>4 3.</u> 有価証券の保有、運用、売買、引受け、募集、売り出し、その他金融商品取引及び貸金業等の金融業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>4 4.</u> (号文省略)</p> | <p><u>3 6.</u> 児童福祉法に基づく障害児相談所支援事業</p> <p><u>3 7. ～ 4 8.</u> (現行どおり)</p> <p><u>4 9.</u> 有価証券の保有、運用、売買、引受け、募集、売り出し、その他各種金融商品の企画、開発、仲介、販売及び貸金業等の金融業</p> <p><u>5 0.</u> 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理</p> <p><u>5 1.</u> 仮想通貨に関するシステムの提供及びコンサルティング</p> <p><u>5 2.</u> 仮想通貨の交換業及び仮想通貨に関する販売所・取引所の運営、管理</p> <p><u>5 3.</u> 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動に関する一切の業務</p> <p><u>5 4.</u> (現行どおり)</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く。）2名は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やまね しょういち<br>山根 洋一<br>(昭和35年10月5日生)  | 平成8年5月 やまね内科開業<br>平成11年4月 医療法人医仁会設立<br>理事長<br>平成14年6月 有限会社やまねメディカル設立、<br>取締役<br>平成15年5月 株式会社やまねメディカルに組織<br>変更<br>代表取締役社長<br>平成28年6月 代表取締役会長兼社長（現任）                                                                                                                | 9,785,700株 |
| 2     | やじま たつのすけ<br>矢島 達之介<br>(昭和25年2月21日生) | 平成13年7月 国際自動車㈱常務取締役<br>平成15年6月 同社専務取締役<br>平成16年3月 同社代表取締役社長<br>平成16年9月 同社代表取締役会長<br>平成23年10月 東洋ビルメンテナンス㈱顧問<br>平成25年12月 当社入社<br>平成26年4月 事業開発部長<br>平成26年11月 兼山清建設㈱代表取締役（現任）<br>平成28年3月 社長室長<br>平成28年6月 取締役社長室長<br>平成28年10月 取締役事業部長兼社長室長<br>平成29年6月 取締役（監査等委員以外）（現任） | —          |



### 第3号議案 新株予約権募集事項の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役並びに重要な職責を担う従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認をお願いするものであります。なお、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、会社法第361条の取締役に對する金銭ではない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法もあわせてご承認をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「取締役2名（監査等委員を除く。）選任の件」が承認可決されることを条件といたします。

#### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役（監査等委員を除く。）及び従業員に対し、会社業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするとともに、監査等委員である取締役に対し適正な監査への意欲を強めることを目的として、新株予約権を無償で発行することとし、もって長期的な企業価値の向上を図るものであります。

#### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（監査等委員を除く。）2名以内、監査等委員である取締役3名以内及び重要な職責を担う従業員200名以内といたします。

#### 3. 新株予約権の数の上限

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、取締役（監査等委員を除く。）は50個を、監査等委員である取締役は10個を、従業員は300個をそれぞれ上限といたします。

#### 4. 新株予約権についての金銭の払込み

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないことといたします。

#### 5. 新株予約権の内容

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容は、次のとおりといたします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は36,000株を上限とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
- (3) 新株予約権の行使することができる期間  
新株予約権発行の決議日（行使条件の確定日）から3年経過する日より5年間とする。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 新株予約権の譲渡による取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の取得の事由  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 新株予約権のその他の行使条件

- ① 各新株予約権につき一部行使はできない。
- ② 新株予約権者は、当社第16期定時株主総会終結後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで、取締役（監査等委員を除く。）及び取締役監査等委員または従業員であることを要す。
- ③ 新株予約権者は、取締役（監査等委員を除く。）及び取締役監査等委員または従業員の地位を失った後も3年かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑤ その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

6. 取締役及び取締役監査等委員の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

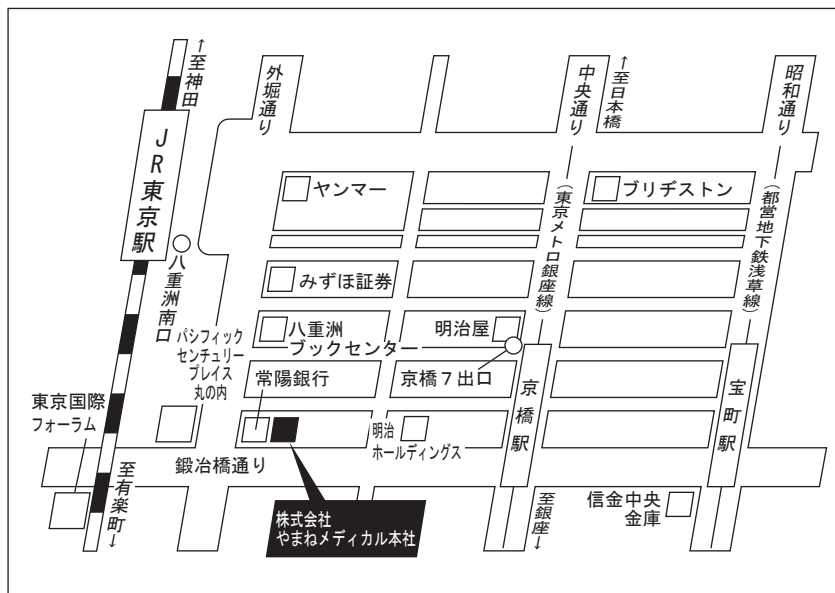
## 第16期定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区八重洲二丁目7番16号

明治安田生命八重洲ビル 7階

株式会社やまねメディカル本社 会議室

電話 03-5201-3995



### [交通のご案内]

J R東京駅 八重洲南口 徒歩2分

(地下街4番出口 徒歩1分)

東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩4分

【会場変更のお知らせ】本総会は、昨年と会場が異なりますのでご注意ください。